

## 原子力損害賠償実施方針

2020 年 3 月 31 日施行

東京電力ホールディングス株式会社

【改訂の履歴】

2020 年 3 月 31 日 施行

- ・新規制定

原子力損害の賠償に関する法律第 17 条の 2 において定められている原子力損害賠償実施方針を作成。

## 目次

|                                                               |   |
|---------------------------------------------------------------|---|
| 1.はじめに.....                                                   | 3 |
| 2.原子力事業者の氏名又は名称及び住所.....                                      | 3 |
| 3.原子炉の運転等に係る全ての工場又は事業所の名称及び所在地.....                           | 3 |
| 4.当該工場又は事業所で行う全ての原子炉の運転等の種類.....                              | 3 |
| 5.原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額.....                             | 4 |
| 6.原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策 .....            | 7 |
| 6-1. 賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方 .....                            | 7 |
| 6-2. 被害申出窓口の開設の方針.....                                        | 7 |
| 6-3. 被害の申出の受付の方針 .....                                        | 7 |
| 6-4. 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針 .....                               | 7 |
| 6-5. 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針 .....                                  | 8 |
| 7.原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者に関する情報を適正に管理するために必要な措置 .....         | 8 |
| 8.原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策 ..... | 8 |
| 9.原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策 .....          | 8 |
| 10.原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策.....            | 9 |
| 11.損害賠償実施方針の変更の記録 .....                                       | 9 |
| 12.損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先 .....                            | 9 |

## 1. はじめに

本方針は、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用により生じた損害（以下、「原子力損害」という）の賠償の迅速かつ適切な実施を図るため、原子力損害の賠償に関する法律第17条の2において原子炉の運転等を行う原子力事業者に作成と公表が定められたものである。

原子力損害賠償業務の適正かつ的確な取扱いを確保し、もって損害賠償の円滑な解決に寄与することを目的とする。

## 2. 原子力事業者の氏名又は名称及び住所

東京電力ホールディングス株式会社

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

## 3. 原子炉の運転等に係る全ての工場又は事業所の名称及び所在地

### (1) 福島第一原子力発電所

福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22番

### (2) 福島第二原子力発電所

福島県双葉郡楢葉町大字波倉字小浜作12番

### (3) 柏崎刈羽原子力発電所

新潟県柏崎市青山町16番地46

## 4. 当該工場又は事業所で行う全ての原子炉の運転等の種類

### (1) 福島第一原子力発電所

①原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める

「熱出力が1万キロワットを超える原子炉の運転」

②原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める

「核燃料物質等の運搬」

### (2) 福島第二原子力発電所

①原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める

「熱出力が1万キロワットを超える原子炉の運転」

②原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める

「核燃料物質等の運搬」

(3) 柏崎刈羽原子力発電所

①原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める

「熱出力が1万キロワットを超える原子炉の運転」

②原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める

「核燃料物質等の運搬」

## 5. 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額

(1) 福島第一原子力発電所

①原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める「熱出力が1万キロワットを超える原子炉の運転」

ア. 損害賠償措置の種類

供託

イ. 供託によりうめることのできる原子力損害の範囲と賠償に充てることができる金額

範囲：すべて

金額：1,200 億円

②原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める「核燃料物質等の運搬」

ア. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結

イ. 契約によりうめることのできる原子力損害の範囲と賠償に充てることができる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：核燃料物質等の輸送中にその核燃料物質等により発生した事故に起因する原子力損害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く）

金額：40 億円

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から 10 年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかつたもの

金額：40 億円

(2) 福島第二原子力発電所

①原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める「熱出力が1万キロワットを超える原子炉の運転」

ア. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結

イ. 契約によりうめることのできる原子力損害の範囲と賠償に充てることができる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：保険期間中に発生した事故に起因する原子力損害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く）

金額：1,200 億円

・原子力損害賠償補償契約

範囲；原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から 10 年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかつたもの

金額：1,200 億円

②原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める「核燃料物質等の運搬」

ア. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結

イ. 契約によりうめることのできる原子力損害の範囲と賠償に充てることができる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：核燃料物質等の輸送中にその核燃料物質等により発生した事故に起因する原子力損害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く）

金額：40 億円

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から 10 年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかつたもの

金額：40 億円

(3) 柏崎刈羽原子力発電所

①原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める「熱出力が1万キロワットを超える原子炉の運転」

ア. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結

イ. 契約によりうめることのできる原子力損害の範囲と賠償に充てることができる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：保険期間中に発生した事故に起因する原子力損害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く）

金額：1,200 億円

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から 10 年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかつたもの

金額：1,200 億円

②原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める「核燃料物質等の運搬」

ア. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結

イ. 契約によりうめることのできる原子力損害の範囲と賠償に充てることができる金額

・原子力損害賠償責任保険契約

範囲：核燃料物質等の輸送中にその核燃料物質等により発生した事故に起因する原子力損害（ただし、原子力損害賠償補償契約に基づき補償される場合を除く）

金額：40 億円

・原子力損害賠償補償契約

範囲：原子炉の運転等に起因する原子力損害であって、①地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害、②正常運転によって生じた原子力損害又は③その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から 10 年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかつたもの

金額：40 億円

(4) (1)から(3)のいずれかの事業所において、原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める運転以外の運転又は同第18号に定める物以外の運搬が行われる際には、①原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結、②供託又は③これらに相当する措置により、法令に定められた金額の原子力損害賠償措置を講じる。

## 6. 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策

### 6-1. 賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方

原子力損害の賠償を迅速かつ適切に実施するため、当社は被害者の救済と安心の確保を最優先にすることを基本とし、被害者の個別のご事情に応じて誠実かつ柔軟な対応を行う。

### 6-2. 被害申出窓口の開設の方針

原子力損害が発生した場合、賠償請求に関する受付・相談等の窓口（以下、「賠償請求相談窓口」という。）の開設を速やかに準備する。

なお、賠償請求相談窓口を開設する場所については、被害者のアクセス等を考慮するとともに、損害の規模によっては複数箇所の設置も検討する。

また、賠償請求相談窓口の開設にあたっては、関係地方公共団体等の各関係者へ報告するとともに、プレスリリース等を通じて広く被害者に周知する。

損害賠償相談窓口においては、迅速かつ丁寧に手続きを進めるとともに、相談内容に応じた柔軟な対応を行う。

### 6-3. 被害の申出の受付の方針

原子力損害の賠償請求の受付にあたっては、被害者に対する案内書類を用意するとともに、周辺住民等からのお問合せに適切に対応できるよう準備したうえで、必要に応じ、被害状況の把握や被害者に対する被害申出の方法に関するご案内等について、関係地方公共団体と連携し対応する。

請求書の書式及び具体的な添付資料については、被害者間の公平性や手続きの厳格性の観点を踏まえながら、できる限り賠償請求に関する被害者の負担が軽減されるものとしたうえで、被害者からの相談に対しては個別事情をよくお伺いしながら丁寧に対応する。

### 6-4. 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針

請求書を受け付けた後の被害者との協議にあたっては、事実関係や被害額の算定等の点について、当事者同士による話し合いの中で合意を積み重ねていくことを基本として対応する。

また、賠償請求後に新たな損害が判明した場合も同様に、話し合いの中で合意を重ねていく。そして、当社と被害者の間で合意に至った場合には、合意書を取り交わし、その後、速やかに賠償金を被害者にお支払いする。

#### 6－5. 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針

迅速かつ適切な賠償のため、社内規程において具体的な業務処理方法及び役割分担等を含む運用の細目をあらかじめ整えておく。

また、原子力損害賠償責任保険契約については民間保険引受会社、原子力損害賠償補償契約については文部科学省（以下、民間保険引受会社及び文部科学省をまとめて「保険者」という。）との間で、保険金や補償金の算定について速やかな協議を行う。

損害の全てが確定する前の段階であっても、必要に応じて政府の仮払い制度を利用するにより、保険者による保険金等の支払いを待たずに、確定した損害部分のみに関する賠償を先行して行うなど、柔軟に対応する。

### 7. 原子力損害の実施に当たって取得する被害者に関する情報を適正に管理するために必要な措置

業務の遂行に関して取得した個人情報については、法令、関係省庁のガイドライン及び社内規程等を遵守し、適切に取り扱う。

これらの情報は、被害者の被害情報が記録された機微な情報に該当することから、その利用については本業務の遂行に必要な範囲内に限定し、厳重に管理する。

また、被害者との間の賠償請求手続きに関する経過・結果等については、適切に記録・管理、正確に更新・保存する。

### 8. 原子力損害の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策

平常時から損害賠償に関する業務の担当部署・責任者・窓口担当者を定めたうえで、保険者や関係地方公共団体等の各関係者と連絡先を共有する。

### 9. 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策

被害者から和解仲介手続きの申立てがなされた場合は、可能な限り速やかに対応し、紛争解決手続きの迅速化に努める。

また、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重し、和解後の賠償金のお支払いについて速やかに行う。

## 10. 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策

原子力紛争審査会において指針が定められた場合には、指針に基づいた迅速な賠償を実施するとともに、指針に示されていない損害についても個別のご事情を踏まえ適切かつ柔軟に対応する。

## 11. 損害賠償実施方針の変更の記録

本方針を変更する場合は、その日付と変更内容及びその理由についての履歴を、冒頭に記載する。

## 12. 損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先

東京電力ホールディングス株式会社

03-6373-1111

受付時間 土・日・祝日及び年末年始の期間（12/29から1/3）を除く 9:00-17:00

以上